

# いじめ防止対策基本方針

新潟市立葛塚東小学校

## 1 定義

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。 ～いじめ防止対策推進法より～

## 2 基本理念

いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分認識し、教職員だけでなく、外部機関を含めすべての関係者と連携して未然防止と解消にあたる。

## 3 学校（教職員）の責務

基本理念にのっとり、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、在籍児童にわずかでも兆候が見られたときには、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 4 保護者の責務

- (1) 保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子がいじめを行うことがないように、当該子に対し規範意識を養うための指導に努めるものとする。
- (2) 保護者は国・地方公共団体・学校設置者およびその設置する学校が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努めるものとする。

## 5 方策

**「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、  
学校の教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。**

### (1) いじめの予防と早期発見、早期解決に向けた方策

#### ①多面的な児童理解といじめの早期発見

全教職員は全児童に積極的にかかわり、児童の多面的な理解に努める。また、毎月の職員会議後に「子どもを語る会」を設けて、定期的に情報の共有化を図ることで、いじめの早期発見に努める。この他にも日常的に児童の情報を交換し合い、全教職員

で児童を見守る体制をつくる。

#### ②いじめ防止アンケートと連動した教育相談

年3回の学校生活アンケート（いじめ防止アンケート含む）、年2回のハートフルタイム（教育相談）を行う。児童一人一人の声に耳を傾け、より児童の目線に立った実態把握に努め、いじめ見逃し0を目指す。

#### ③インターネットによるいじめの防止策

児童の携帯電話やインターネットに接続可能な機器等の利用状況を調査し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い、情報モラル教育の充実に努める。

#### ④地域・保護者との連携

連絡帳や個別懇談等、保護者から寄せられた情報に対しては、丁寧に対応し連携に努める。

また、地域をあげて児童を守り育てるために、中学校や家庭、児童の健全育成にかかわる関係諸団体や機関と連携し、情報交換と行動連携に努める。

### （2）いじめ発生時の迅速な対応

#### ①いじめ対応ミーティング

いじめが発生した場合、すみやかに教頭（校長）または生活指導主任に報告し、対処の方針や方法を検討し、解決に向けて児童への指導を行う。

#### ②いじめ不登校対策委員会の設置と的確な指導

必要に応じて、即時にいじめ不登校対策委員会を開催し、指導の方針や具体策を協議する。指導後、問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行い、問題の早期解消を図る。

※ いじめ不登校対策委員会は校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成委員は、対策委員長と主任の指示のもと必要な職員がこれにあたる。

※ いじめ不登校対策委員会メンバーの基本

◎校長，教頭，主幹教諭，教務主任，○生活指導主任，養護教諭，スクールカウンセラー，関係児童の担任，学年主任，関係する教職員

#### ③いじめへの対処

・いじめられた児童に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。

・いじめた児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解さ

せ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

・周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるようにする。

・校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、教育委員会への報告など必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

### (3) 自殺につながる可能性がある場合の対応

①児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell:心配していることを伝える, Ask:自殺願望について尋ねる, Listen:気持ちを傾聴する, Keep safe:安全の確保)に基づき、家庭や専門機関・医療機関と連携し、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

②いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

### (4) 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間※、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、教育委員会に報告し、指導・助言を受け、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、前にもまして安心して学校生活を送ることができるよう支援する。具体的には、次のような対応や支援を行う。

①学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。

②いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。

③いじめの解決に向けて、当該児童や保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決

方法を共に検討する。

④安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。

⑤不安を取り除き，心の安定を確保するために，スクールカウンセラーによる心のケアを行う。

⑥医療機関への受診が必要と判断される場合には，保護者の了解を得て，医療機関の受診を勧める。また，当該児童の保護者については，重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や，我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り，いじめを行った児童やその保護者への不信感などを，強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら，当該児童の心身の安定に努めるために，保護者に対して次のような対応や支援を行う。

○ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は，いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし，対処に向けた方策を具体的に伝える。

○ 当該児童が受けたいじめに係る事実や，児童の心身の状況について丁寧に説明する。

○ いじめの解決に向けて，保護者の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。

○ 保護者自身が不安を抱いている場合，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，関係機関によるカウンセリングを勧める。

#### (5) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては，その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ，決して繰り返さないよう指導する。その際，いじめを受けた児童の立場に身を置き，相手の心の痛みを推測させることを通して，自己の行為の重大さを実感させ，深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては，本人の心の弱さを受け止め，心情に寄り添いながら指導する。これにより，本人の心からの反省を促すとともに，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また，当該児童の保護者に対しては，我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え，その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに，解決に向けた道筋を示し，保護者の協力を求める。

その後，子どもへの接し方や保護者としての役割について，適切に指導，助言する。

(平成26年4月1日 策定)

(平成29年9月1日 修正)